改正農地法に基づく遊休農地に関する措置の概要

- 〇 農業委員会が毎年1回、農地の利用状況を調査し、遊休農地の所有者等に対する意向調査を実施。
- 意向どおり取組を行わない場合、農業委員会は、農地中間管理機構との協議を勧告し、最終的に都道府 県知事の裁定により、同機構が農地中間管理権を取得できるよう措置。
- 所有者が分からない遊休農地(共有地の場合は過半の持分を有する者が確知することができない場合) については、公示手続で対応。

旧制度

新制度

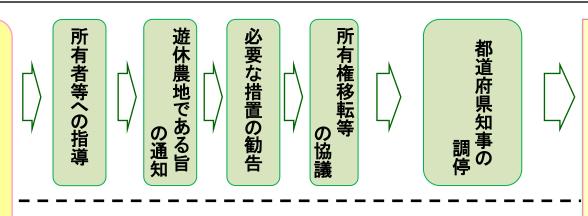
毎年1回、農地の 利用状況を調査

遊休農地

- ▶ 1年以上耕作されておらず、かつ、今後も耕作される見込みがない
- ▶ 周辺地域の農地と比較 して、利用の程度が著 しく劣っている

耕作者不在となるおそれのある農地

⇒ 耕作者の相続等を契機 に適正な管理が困難と なることが見込まれる



利用意向調査

農地所有者等に対して、

- ① 自ら耕作するか
- ② 農地中間管理事業を利用するか
- ③ 誰かに貸し付けるか

等の意向を調査

所有者等を確知できない旨を公示

農地中間管理機構との協議の勧告

意向表明どおり

- ▶ 権利の設定・移転を行わない。
- 利用の増進を 図っていない



都

道

府

県

知

事

の

裁

定

遊休農地解消に向けた事務手続

- 農業委員会と市町村が合同で行う調査により、遊休農地を確認し、「再生可能」と「再生困難」に仕分け。
- ○「再生可能」な遊休農地は、農地中間管理機構が確実に借受け。
- 農地として「再生困難」な土地は、農業委員会が速やかに「非農地判断」。

「再生可能」と「再生困難」の仕分け

- ●「利用状況調査(農業委員会)」と「荒廃農地調査(市町村)」を合同で実施し、遊休農地を確認 農地台帳に掲載のすべての農地が調査対象(進入路の荒廃等により立入が困難な場合は調査不要)
- 市町村(機構の委託先、農業振興地域整備計画の策定主体)と農業委員会が協議して仕分け、認識を共有
- 地域(集落)の話合いを促進し、地域関係者の意向を反映
 地域に対して、機構集積協力金等の関連予算の説明とあわせて、「人・農地プラン」の作成・見直しを推進

「再生可能」

- 2号遊休農地 荒廃農地には該当しないが、低利用の農地
- 1号遊休農地再生利用を目指す荒廃農地

「再生困難」

農地として再生を目指さない土地

(草刈りや農業機械による耕起で作付けできる 土地は該当しない)

- 1. 農業委員会が利用意向調査を実施し、機構への貸付を誘導
- 2. 農業振興地域では、機構が確実に借受け

(借受希望者の募集に応じる者がいない区域は、この限りでない)

- ・ 参入企業の積極誘致等による借受希望者の発掘
- 研修農場等としての活用の検討
- 3. 所有者または集落の共同活動による保全管理

受け手が見つかるまでの間、可能な限り、機構の事業費(賃料・管理保全経費)を使わず滞留扱いとならない方法(日本型直接支払制度の活用等)を検討

1. 農業委員会総会の議決による速やかな非農地判断

- 農地台帳の整理
- 所有者に対して非農地通知
- 法務局・市町村・都道府県に対して非農地通知一覧の送付
- ・ 農地としての維持を主張する所有者等に対しては、利用意向 調査を実施(最終的に、機構の借受拒否をもって非農地判断)

2. 「農地以外の利用」の促進

里山、畜産、6次化施設、再エネ施設など地域農業の振興に繋がる 利用を優先検討